

令和9年度(2027年度)

幼児教育・ 保育の無償化

施設等利用給付認定



幼児教育・保育の無償化のねらい

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。」との政府の方針のもと、令和元年(2019年)10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

この幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

越谷市 こども家庭部 保育支援課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号(市役所第二庁舎2階)

電話 048-963-9167(直通)

平日 8:30~17:15

幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付認定）とは

- 施設等利用給付認定は、幼児教育・保育の無償化に当たって創設された「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。
- 幼稚園や認定こども園(教育部分)、認可外保育施設等を利用している方について、状況に応じて給付を行います。
- 認可外保育施設等については、「給付対象施設」のみが対象となります。対象とならない施設がありますので、利用前に必ず確認してください。

■ 対象

利用施設	対象者	選択する認定区分		
従来型幼稚園	全員 (いずれか選択)	認定区分	対象年齢	認定を受けるための条件
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	希望者のみ	新1号認定 ※従来型幼稚園のみ対象	満3歳以上 (満3歳の誕生日の前日から)	預かり保育等を利用しないなど新2号認定や新3号認定に該当しない場合
認可外保育施設、 一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート・ センター	希望者のみ	新2号認定	3歳児以上	「保育の必要な事由」に該当し、「幼稚園等の預かり保育給付」や「認可外保育施設等の給付」を希望する場合
	※公立保育所、私立保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育等を利用していない方が対象です。	新3号認定 ※市民税が非課税の世帯のみ対象	0～2歳児 ※幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を含みます。	
※無償化の対象であることを市が確認した施設に限りです。 ※ファミリー・サポート・センターの場合、送迎のみの利用は対象外です。				
※「世帯」の考え方は、3～5歳児の副食費の減免の算定と同じです。例えば、同居の祖父母等がいる場合、算定対象に含める場合があります。				

■ 保育が必要な事由（新2号認定・新3号認定の条件）

- 保育所等の利用基準と同様に、保護者(父母)に次のいずれかの事由があり、認定期間中は**常時（月64時間以上(目安:週4日以上かつ1日4時間以上)）** 保育が必要な状態にあることが必要です。
(例 毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない)
- 保護者がお子さんを保育できる場合は、認定不可または新1号認定となります。
- 事由によって認定期間が異なります。保育認定の事由がなくなったときは、預かり保育給付を受けられなくなります。
- 認定区分を切り替えたい場合(新1号⇄新2号)、必要書類に認定辞退届を追加し、改めて申請が必要です。

保育が必要な事由		認定期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	最長で就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む)	3か月 ※期限内に就労証明書が提出された場合は、就労に変更
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※育児休業取得中に認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末(翌年度5歳児の場合は、就学前まで) ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産前: 出産予定月を基準に前2か月 出産後: 出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 ※育児休業要件にはつながりません。
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	最長で就学前まで
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病人の看護等	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	
その他	上記に類する状態にある場合	

無償化後にかかる費用（利用者負担）

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳になっても年度中は0～2歳児の額です。

かかる費用

①利用者負担

(2号・1号は0円。従来幼稚園 28,000円/月まで給付)

②延長保育・時間外保育(保育施設)

②預かり保育(幼稚園等)

(施設等利用給付認定の新2号認定は給付あり)

③給食費

(副食費は税額やこども数で減免あり)

④実費徴収

上乗せ徴収

利用者負担

(令和8年10月以降)

施設類型	認定こども園・新制度幼稚園	従来型幼稚園						
		※施設等利用給付の「新1号認定」又は「新2号認定」を受ける必要があります						
利用者負担額	0円/月 ※市民税所得割額等に関係なく、利用者全員がこの額となります。	次の数式で得られた額が自己負担額						
		保育料（入園年度は入園料を在籍月割した額を含む）－28,000円/月						
		※保育料等は、園ごとに異なります。						
		※計算した結果0円以下となった場合、0円となります。						
		<table><tr><th>計算例</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>保育料が29,000円の場合</td><td>1,000円(29,000円-28,000円)</td></tr><tr><td>保育料が20,000円の場合</td><td>0円(差し引いてマイナスとなる場合、その額まで)</td></tr></table>	計算例	自己負担額	保育料が29,000円の場合	1,000円(29,000円-28,000円)	保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合、その額まで)
計算例	自己負担額							
保育料が29,000円の場合	1,000円(29,000円-28,000円)							
保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合、その額まで)							

※認可外保育施設等の場合は、いったん認可外保育施設等に保育料(実費として徴収されている費用は対象外)を支払い、後から領収書等をもとに給付(キャッシュバック)する方式になります。

延長保育料・時間外保育料・預かり保育料

(令和8年10月以降)

施設類型	認定こども園(保育)	認定こども園(教育) ・新制度幼稚園	従来型幼稚園			
延長保育料 (時間外保育料)	認定区分ごとに利用 実績に応じて園が徴収					
預かり 保育料	幼稚園等の満3歳児の場 合は、施設等利用給付認定 の「新3号認定」を受けて いる場合のみ市から給付 を受けられます。 ※市民税非課税世帯に限 られます。	園が定めた額（プラス保育枠は490円×利用日数(上限12,300円/月まで)） を園が徴収。ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けて いる場合、次の数式で得た額が自己負担額となる。 「預かり保育料」－(490円×利用日数(上限12,300円/月)) ※0～2歳児で市民税非課税の方は上限17,700円 ※計算した結果、0円以下となった場合、0円となります。 ※「新2号認定」には、保育認定を満たす就労等をしている等の条件 があります。				
		<table><tr><th>計算例</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>預かり保育を20日/月利用し 預かり保育料12,000円だった</td><td>2,200円(12,000円-(490円×20日))</td></tr><tr><td>預かり保育を15日/月利用し 預かり保育料4,000円だった</td><td>0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)</td></tr></table>	計算例	自己負担額	預かり保育を20日/月利用し 預かり保育料12,000円だった	2,200円(12,000円-(490円×20日))
計算例	自己負担額					
預かり保育を20日/月利用し 預かり保育料12,000円だった	2,200円(12,000円-(490円×20日))					
預かり保育を15日/月利用し 預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)					

給食費

※越谷市内にはありませんが、開園時間1日8時間未満または開園日数200日未満であると市が確認した幼稚園では、併用した認可外保育施設等の保育料を施設等利用給付の「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

▶主食費(ごはん等)

「園が定めた額」です。(園によって異なる)

「主食費」は、減免制度がありません。

▶副食費(おかず等)

「園が定めた額」ですが、下表のとおり減免があります。

※従来型幼稚園は、手続が必要です。(提出時期等は市から案内)

※対象施設

小学校、地域型保育、保育所、認定こども園、新制度幼稚園、従来型幼稚園、特別支援

学校幼稚園、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、企業主導型保育を利用している場合

で開いた施設は届出が必要。「多子軽減に関する届出書(各利用施設にあり)」をご提出ください。

階層	定義	副食費(円)		
		従来型幼稚園	新制度幼稚園 認定こども園(教育)	認定こども園(保育)
1	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯			0
2	市民税非課税世帯			0
3	市民税均等割のみ課税世帯	5,100/月 まで補助		0
4	市民税所得割額が57,700円未満			園が定めた額
5	市民税所得割額が57,700円以上 77,101円未満			園が定めた額
6	市民税所得割額が77,101円以上			園が定めた額

(令和8年10月以降)

多子世帯への軽減		
区分	幼稚園 認定こども園(教育)	認定こども園(保育)
条件	小学校1～3年生の 兄弟から数えて 3人以上の児童が 対象施設(小学校・保 育所等含む)に入所す る場合	同一世帯から 3人以上の「就学 前児童(0～5歳児)」 が入所する場合 ※対象施設の入所児 童で数える
料金	上から3番目以降に該当する児童は 「無料」(※従来型幼稚園は5,100円/月まで補助)	

実費徴収・上乗せ徴収(上記以外でかかる費用) 徴収の有無や内容・額は園によって異なります。

入園時	入園料、通園バッグ、体操着、園服など
毎月	実費徴収 行事費、布団乾燥代、教材費など(幼稚園等はバス代等もあり)
	上乗せ徴収 (※認定こども園・幼稚園のみ) 特別教育費など

給付を受けるための手続（施設等利用給付の流れ）

1. 認定申請

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

提出先

入所施設	提出先
越谷市内の幼稚園・認定こども園(教育部分)	各施設
認可外保育施設等、越谷市外の幼稚園・認定こども園(教育部分)	保育支援課



ホームページ番号 9027

必要書類

★新1号認定・新2号認定・新3号認定共通 ※申請児童1人につき1枚提出

全員必要	☐ 施設等利用給付認定申請書 DL可
	☐ 施設等利用給付認定申請エントリーシート DL可

★新2号認定・新3号認定を希望する場合のみ ※新1号の方は不要 ※証明書類は発行から3か月以内のもの

保育の必要性を証明する書類	就労(予定)している方	☐ 就労証明書(所定用紙) DL可
	求職活動中の方	☐ 求職活動状況報告書 DL可 ※活動していない場合は不要
	育児休業取得中の継続利用の方	☐ 就労証明書(所定用紙) DL可 + (転入者のみ) 在園証明書 DL可
	出産予定がある方	☐ 母子健康手帳 (分娩予定日記載部分のコピー)
	学校に在学中の方	☐ 在学証明書と時間割表
	看護・介護をしている方	☐ 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類 (申告書参照)
	病気の方	☐ 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
	心身に障がいのある方 その他	☐ 身体障害者手帳等 (氏名・等級記載部分のコピー) ※上記に当てはまらない方は、事前にご相談ください。
該当者のみ	夫婦関係調整調停中の別居の場合 (住所が別であることが必要)	☐ 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー ※夫婦関係調整調停中 かつ 別居している(住民票の住所が別)場合等を除き、 新2号・新3号認定を希望する場合は、不在者の就労証明書等も必要です。
	保護者が外国籍の場合	☐ 在留カードのコピー(両面) ※在留資格が「特定活動」の場合、特定活動の指定書のコピーも必要です。 ※就労・求職活動を理由に申込を行う場合、利用申込日時点で、就労許可が 下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。
0～2歳児で「新3号」希望者のみ	令和8年(2026年)1月1日に越谷市に住所がなかった方	☐ マイナンバー記入用紙 または 市区町村民税課税(非課税)証明書
	国外に住所があった方	☐ 年間収入申告書 DL可

祖父母分の証明書類

- プラス保育枠希望の場合
令和9年(2027年)4月1日現在で同居の祖父母が65歳未満の場合、祖父母分も提出してください。
- プラス保育枠希望でない場合
祖父母分の提出は不要です。

期限 給付希望前月10日まで(4月は別途設定)

2. 決定通知

市が認定を行い、可否を「施設等利用給付認定決定通知書」等で通知します。

3. 給付費の申請

下表のとおり、給付費を受けとるための申請手続を行います。

(令和8年10月現在)

※ 「かかった保育料」が給付額を下回る場合、その額までとなります。

※ 認可外保育施設のうち、給付対象となる施設は、一覧にまとめて市ホームページ(ページ番号 9020)に掲載しています。越谷市外の認可外保育施設で給付対象施設となるかどうかは、所在地の市町村(又は都道府県)に確認してください。

区分	新1号	新2号・新3号	
給付内容	従来型幼稚園の利用者負担給付	幼稚園等の預かり保育給付	
		「プラス保育」幼稚園 市内の認定こども園	左記以外の幼稚園 (市外の認定こども園を含む)
給付費の支給を受けるための手続	申請手続不要。 毎月、「自己負担額+給食費+実費徴収等」を園に支払います。	申請手続不要。 毎月、「自己負担額」のみ園に支払います。 ※プラス保育枠以外を含む	年数回、「給付申請」を行ってください。審査後、市から支給があります。 必要書類 ☐ 請求書 ☐ 提供証明書(原本) ☐ 領収書(原本)
給付額	3～5歳児 (満3歳児以上) 28,000円/月 0～2歳児	490円×利用日数/月(上限12,300円/月) ※490円×利用日数/月(上限17,700円/月)	認可外保育施設等のみの場合の給付額 40,300 ※下欄もあわせて確認 *45,700
*市民税が非課税の世帯のみ対象			
認可外保育施設等と幼稚園等の併用 ※可能な幼稚園は市内にありません 幼稚園等と認可外保育施設等を併用している場合は原則認可外保育施設等の給付を受けられませんが、開園時間1日8時間未満または開園日数200日未満であると市が確認した幼稚園では、認可外保育施設等の保育料を「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。			